

(第6号別紙)

令和5年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和5年7月12日(水) 午前10時から午前11時30分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(12名)	丸金 ゆきこ	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	高橋 昌代	市川市民生委員児童委員協議会 理事
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 会長
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
	川俣 興一	市川市立第五中学校 校長
	菊池 和彦	市川市立柏井小学校 校長
	加科 学	道路交通部 次長
	小林 英樹	街づくり部 街づくり計画課 課長

4 事務局

田中 庸恵	教育長
藤井 義康	学校教育部 部長
城戸 三郎	学校教育部 義務教育課 課長
村上 理恵	義務教育課 義務教育課 主幹
野井 泰子	義務教育課 義務教育課 副主幹

他2名

5 辞令交付

6 教育長挨拶

7 各委員自己紹介

8 事務局紹介

9 会長・副会長選出

10 会長・副会長挨拶	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	菊池 和彦	市川市立柏井小学校 校長

11 議題

(1) 令和5年度 新入学児童生徒の指定学校変更等の状況について(報告)

- (2) 令和4年度 在学年児童生徒の指定学校変更等の状況について（報告）
- (3) 大型マンション建設（京葉ガス市川工場跡地開発事業）に伴う大洲小学校及び大洲中学校の通学区域について

1 2 その他

○辞令交付式：開会前に、田中 庸恵教育長が辞令交付を行った。

【中嶋会長】

只今より、令和5年度第1回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

それでは議題に沿って進めたいと思います。初めに議題（1）、令和5年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況についてということで、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

令和5年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況をご報告いたします。

市川市の小学校、中学校及び義務教育学校では、居住する住所によって通学区域が定められております。居住する通学区域の学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由がある場合は、承認基準に応じて対応しております。

ホームページ等でもお知らせしておりますが、指定学校の変更制度は、学区の自由化である学校選択制とは異なり、どこの学校でも自由に選べるというわけではございません。承認基準に適合していること、受け入れる学校の施設に余裕があること、通学距離があまりにも遠くならず、安全性が確保されること等の条件にあてはまる場合に申請可能となり、条件に適合しない場合は、指定学校変更の申請が認められない場合もあります。

具体的な指定学校変更の許可基準につきましては、12ページから14ページをご覧ください。許可基準は、通学区域審議会の審議を得て、今年度より改訂いたしました。

報告のポイントを2ページにまとめましたので、お願いいたします。まず、（1）です。

今年度は、教室不足等の理由により、受け入れ人数の上限を設定した学校は、小学校が7校、中学校が7校、義務教育学校の塩浜学園1校となりました。

また、余裕教室が全くないため、さらに制限を強め、兄弟が既に在籍している場合のみ申請可能とする兄弟制限とした学校が3校ございまして、市川小、鬼高小、新浜小学校でした。鬼高小学校は、学区内の児童数増加と教室不足により、昨年度から兄弟制限となりました。

また、大和田小学校は、平成31年度より、兄・姉が在学している場合と、また、指定学校より近い場合のみの受け入れとしています。

次に、指定学校変更の許可件数でございます。2ページ（1）の2つ目の丸印となっております。

今年度小学生が3,635入学し、そのうち、406名の指定学校変更がありました。主な理由として、一番多かった項目は、兄弟一緒の学校に就学させたいため、2番目は希望する学校が指定された学校よりも近いため、3番目は友人関係などの理由によるため、となっております。

中学生は3,082名入学し、指定学校の変更を行った人数は484名となっております。主な理由として、一番多かったのは、希望する学校が指定された学校よりも近いため、2番目に多かったのは、小学校の友人関係を理由とするもの、3番目は兄弟一緒の学校に就学させたいためとなっております。

5ページから8ページに学校別指定学校変更件数の実績を掲載しておりますので、参考としてください。

先程お話しいたしましたが、今年度より指定学校変更の許可基準を小学校と中学校用に分けて新しい基準で申請を行いました。4ページを開いていただけますでしょうか。一番上の段の「新入学1年生」の項目が、新入生の指定学校変更の申請数となります。今年度は、新1年生の指定学校変更件数は、小学校が406名、中学校が484名ですので、昨年度に比べて100名程度減少いたしました。特に、申請基準の項目の「友人関係等の特別な理由によるため」が昨年度と比べて減少しております。引き続き、動向を見ながら丁寧に対応してまいります。

5ページから7ページに新入学児童生徒の学校別指定学校変更件数の実績を掲載しておりますので参考としてください。

表の見方についてですが、5ページをお願いいたします。表の縦に書かれている学校が指定学校で、横に書かれている学校が指定学校の変更を希望する学校を示しています。

5ページの表は、小学校ですが、例えば1番市川小学校を下に見ていくと、2番真間小学校の部分が「4」とあり、「市川小学校の学区から真間小学校に4名行った」という意味になります。

横に書かれている1番市川小学校を右に進むと、宮田小学校の欄に「2」とあります。これは、「市川小学校に宮田小学校の学区から2名入ってきた」という意味になります。横に書かれている市川小学校の列をさらに右に見ていきますと、合計の欄に「3」という数字が出ております。これは市川小学校に他の学校の学区から3名入ってきたことを示しております。

7ページにつきましては、新入学児童生徒の指定学校変更の理由表となります。

以上、令和5年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況についてでした。よろしく願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

議題（1）、令和5年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況についてということで、事務局から説明がありました。皆様方、ご質問等ありますでしょうか。

【富田委員】

鬼高小学校は、教室数が足りなくなり、受け入れを制限していますが、来年度の入学者に関しても制限を行う状況は続きそうかどうか、教えていただきたいです。

【事務局】

制限を行わないと、30名程度学区外から入ってくることが予想されますので、その人数を受け入れるのは、現状の教室数等から考えると厳しいかと思われます。今後の詳細につきましては、これから学校と相談をして決めていきます。

【富田委員】

ありがとうございました。もちろん全員を受け入れることは難しいと思いますが、中には友人関係や不登校等、いろいろな事情があり学校を変えたいというケースもあります。また、通学の距離が制限校よりも倍近く離れてしまうケースや、安全面で横断歩道や信号はあり、朝、PTA活動で見守り活動を行っているものの、一時停止で止まらない車がいたり、子どもが渡ろうとしても車が横切ったりする箇所もあり、あえて遠回りをする必要があるケースもあります。その辺りのことも考慮していただけたらと思いますので、よろしく願いします。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございました。これから検討してまいります。

【中嶋会長】

はい、ありがとうございます。

続いて議題（２）、令和４年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況についてということで事務局からよろしくお願ひいたします。

【事務局】

続いて、令和４年度在学年児童生徒の指定学校変更の状況についてご報告いたします。

２ページの（２）になります。こちらは、小学校１年生から６年生、中学校１年生から３年生までの在学年児童生徒の指定学校変更の状況になります。

割合としましては、小学生が 21,943 名中、変更した件数は 284 件で、中学生は 9,476 名中、変更した件数は 99 件となりました。

小学校１年生から６年生までの、在学年児童の指定学校変更の主な理由としましては、その大半が、年度途中に、隣接している学区等に転居した場合でした。保護者や児童生徒は、そのまま継続して「今までの学校に通いたい」という希望が多くありました。

最後に２ページの下の方（３）をお願いいたします。昨年度１年間の小学校と中学校の「区域外就学」についてです。「区域外就学」とは、市川市在住以外の方が、特別な事情により、市川市内の小中学校を希望し、申請するものです。

主な理由としましては、年度途中、市川市外へ転居したため、学期末、または卒業学年の場合は卒業まで、引き続き市川市内の学校へ通学したいという理由が多くなっています。また、市川市には、国立国際医療研究センター国府台病院に入院し児童生徒が通う院内学級があります。院内学級に通うためには、市川市外にお住まいの方は、区域外就学の申請をしております。

８ページから 11 ページに学校別指定学校変更件数の実績を掲載しておりますので、参考とさせていただきます。

以上、令和４年度在学年児童生徒の指定学校の変更等の状況についてご報告いたしました。よろしくお願ひいたします。

【中嶋会長】

それでは事務局から説明がありました、（２）令和４年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況についてとの報告について、皆さん、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

それでは議題（３）、大型マンション建設（京葉ガス市川工場跡地開発事業）に伴う大洲小学校及び大洲中学校の通学区域についてということで、事務局からご説明がございました。お願ひいたします。

【事務局】

昨年度、令和４年度の第３回の通学区域審議会におきまして、大型マンション建設（京葉ガス市川工場跡地開発事業）に伴う児童生徒数の増加と施設の対応についてご説明させていただき、審議いたしました。16 ページをお願いいたします。16 ページの資料は、前回の審議会でお示した資料と同じ内容になります。

市川南 2 丁目京葉ガス跡地の開発計画については、令和 4 年 4 月 15 日に事業計画相談書が開発事業者から市川市街づくり部開発指導課へ提出されました。相談書の内容としては、賃貸共同住宅、店舗、分譲マンション、シニア住宅、商業施設等の総面積約 38,500 ㎡の開発計画で、計画人口は 2,758 人となっています。

この開発のうち、大型分譲マンションは 672 戸、竣工引渡しは令和 8 年 9 月の予定です。この地区の

指定学区は、大洲小学校、大洲中学校になりますので、建設に伴って、児童生徒数の増が見込まれることから、児童生徒数の推計を算出し、小中学校の受入れが可能かどうか検討してまいりました。

大洲小学校につきましては、令和4年5月1日を基準に大型マンション建設による児童生徒数増加を基に算出した必要な教室数の推移は、表のとおりとなりまして、現在18教室、令和8年度には20教室、令和11年度には22教室、令和12年度には23教室となります。

現在の大洲小学校の最大保有教室数が19教室ですので、令和12年度には最大4教室不足となります。大洲小学校につきましては、新校舎を建設して対応する予定としております。大洲中学校につきましては、既存校舎を改修して対応いたします。

教室不足解消に向けて新校舎を建設・改修して対応することから、子どもの就学を担保するという意味で、マンションの指定学区である大洲小学校、大洲中学校に原則として通学する旨を指定学校変更許可基準に明記して対応いたします。

具体的な内容につきまして説明いたします。17ページをお願いいたします。まず、大洲小学校です。現在の指定学校変更許可基準の13ページも併せてご覧いただけますでしょうか。この許可基準の一番下に「市川南2丁目8番については、原則として大洲小学校を学区とする」と明記します。

ただし、

1. 心身の障害や疾病によるため
 3. 両親の就労等により児童の監護・養育に欠けるため
 5. 転居等に伴い、従前の通学校を希望するため（この場合は隣接する通学区域または直線距離で1キロメートル以内に限り）
 6. 住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため
 8. 兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため
- これらの5つの基準は除いて、対応してまいります。

続いて、大洲中学校です。17ページと、14ページを併せてお願いいたします。中学校も、この許可基準の一番下に「市川南2丁目8番については、原則として大洲中学校を学区とする」と明記します。

ただし、

1. 心身の障害や疾病によるため
 4. 転居等に伴い、従前の通学校を希望するため
 5. 住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため
 8. 兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため
- これらの4つの基準は除いて、対応してまいります。

大型マンションの通学区域が、原則、大洲小学校と大洲中学校となることは、マンション販売の際に不動産会社が作成する重要事項説明書に記載していただくこととなっております。

以上となります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

【中嶋会長】

只今、議題（3）大型マンション建設（京葉ガス市川工場跡地開発事業）に伴う大洲小学校及び大洲中学校の通学区域についてということで説明がありました。皆さん、ご質問等ございますでしょうか。

【石原委員】

1 点目は、大型マンション建設で、資料には児童数が 200 名増加見込みと書いてあります。6 7 2 戸の住戸数で 200 名と見込んでいる根拠を教えてください。

2 点目は、200 名を増える場合、1 学級を 40 人と考えると 5 クラスになります。そうすると、4 教室不足というところが 5 教室不足か、あるいはもっと必要になるかと思われます。或いは、35 人学級で計算をすると、さらに教室数が必要になると考えます。4 クラス増設で足りるのかを教えてください。

【事務局】

まず 1 点目の、200 人増加するという算出方法についてですが、教育委員会におきまして、住民基本台帳及び学校基本調査から抽出した 5 月 1 日現在の児童生徒の在籍者数に、過去の入学率を考慮して児童生徒数の推計を算出しております。

今回の大型マンションの建設に伴う増加分の積算につきましては、分譲の共同住宅全 672 戸のうち、55 ㎡以上をファミリー世帯として多めに想定した 572 戸に、事業者から提供していただいた年齢ごとの出現率、事業者が過去に販売した類似している 3 物件実績平均という出現率の値と、過去の入学率を乗じて算出しました人数が約 200 人となります。

あくまでも、教育委員会内部におきまして、教育環境の整備をするために作成した推計であり、実際の入学者数とは多少の誤差が生じる可能性がございますが、今のところ 200 名と考えております。

2 点目の、4 クラスで増設が足りるのかということですが、先程の、児童数増加を基に算出した推計に、学年毎に 35 人学級を設定してクラス数を算出しています。推計による児童数は令和 13 年に最大で約 600 人となりますが、学級数の内訳は、4 学級が 5 学年、3 学級が 1 学年となり、合計で 23 学級となります。

大洲小学校の現在の最大保有教室数の 19 教室に対して、4 教室の不足となりますので、最大のクラス数見込みに対応するためには、4 教室増設で対応できると考えております。

以上となります。

【石原委員】

ありがとうございました。

今後、増設の予算が計上され、当初予算もこれから進んでいくと思います。

これにプラスで保育クラブが入り、そこの兼ね合いで増設も考えていくということだと考えます。増設についてはここで話しするところではないので、よくわかりました。

【中嶋会長】

ありがとうございました。皆さんの方それぞれ他にも、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

ないようですので、それでは、他に全般的なご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【石原委員】

それでは、最初の第 1 回というところで、基準も少し新しくなっているというところで、先程の報告のところで、少しお伺いしたいと思います。

先程のご説明で、5 ページ 6 ページをお願いいたします。

私は、以前、24 番の北方小の校長でした。表を見ていきますと、北方小が指定学校ですが、富貴島小や宮久保小を希望校している方が、14 名ずつで、合計 28 名になります。就学時健診は、学区の学校になるのでたくさん来ますが、実際には、入学予定の約 1 クラス分の児童が他校に行ってしまいます。

学区の学校へ入学せず、他校へ行っている児童が 2 桁になっている学校は、何かしらの事情があると思います。例えば、距離が近い、或いは、安全面で大きい道路を渡らないといけない等、そのような理

由です。そういう点では子供の側から見るとこれは致し方ないですよ。

ここからが質問ですが、現在、学区審の方向として、小学校ブロックと中学校ブロックを合わせていくという大きな流れがあると思います。これは、子供の側から見ると、これは大変良いことです。小学校全員が同じ中学校に行くというのは、友人関係を考えると、一番良いことだと思います。

以前にもお話ししましたが、小学校の段階で、学区外の学校に行ったとしても、中学校が同じであればこれは良い形になっていきます。そのような方は、ある程度、制限を緩めていくという考えもあると思います。

北方小の例でお話ししますと、宮久保小は下貝塚中学校ブロックになり、富貴島小は第三中ブロックになります。そうなりますと、資料6ページにあるように、中学校の指定学校が下貝塚中だが、第三中へ41人指定学校変更をすると、ここに影響してきます。

ですから、小学校入学の時点で、市川市として、学区の全体像をどう捉えて、保護者に説明しているのかをお伺いしたいです。

【事務局】

ご質問、ご意見ありがとうございました。

市川市では、義務教育9年間の基盤とした学びと育ちの連続性を確保するために、原則では、できるだけ学区の小学校に入学をして、そのブロックの中学校に入学することが望ましいということで、市の方向性として考えております。そのことも考慮しまして、今年度より指定学校変更の許可基準を改定しております。

現在の指定学校変更の許可基準を見ていただけますでしょうか。12ページが令和5年度から令和7年度までの許可基準になっております。改定前の基準では、7番目の項目「友人関係等の理由によるため」ということで、「特別な」という文言がございました。

今年度からは、申請をする際に、「特別な理由によるため」ということで、人間関係に特別な配慮を要する場合等ということで、仲の良い友達と一緒に学校に行きたいという理由は除いて申請をいただいています。また、申請書には記入欄を設け、理由を書いて申請していただき、教育委員会にて協議をしております。

それから、13ページを見ていただけますか。令和8年度からになりますが、基準の7番目の項目「友人関係等の特別な理由によるため」を削除しております。令和5年度から3年間かけて、周知をさせていただき、令和8年度からは削除いたします。3年間を経過措置とした理由としては、幼稚園を選ぶ際に、小学校を視野に入れて決める方が多く、年中、年長時の保護者からの問い合わせが多いです。例えば、〇〇小学校に行きたいから、その友達が多く通う△△幼稚園に通うというものです。

なるべく学区の小学校に入っていたきたいということで、申請時にもご案内しております。

先程石原委員がお話された北方小学校になりますが、今年度の申請理由で、友人関係等の理由での申請は0件でした。兄弟一緒に学校に行きたいという理由での申請が、富貴島小学校は10名、宮久保小学校の方は兄弟が11名ですので、ほとんどが兄弟関係での申請になります。今年度から基準を改定して整えましたので、原則は学区で、やむを得ない理由がある場合のみ指定学校変更で対応するということが今後も行っていくので、よろしく願いいたします。

【石原委員】

ご丁寧にありがとうございました。

指定学校変更の基準を少し厳しくして、整えたということがよくわかりました。ぜひ新しい基準で続けていただきたいと思います。

【中嶋会長】

どうもありがとうございます。

今年度から許可基準が改訂され、また、令和8年度からは、小学校の許可基準の友人関係の項目がなくなりますので、この指定学校変更許可基準を皆さんよく頭の中に入れておいてください。たくさんの質問がくると想定されますが、この許可基準をもとにお答えできると助かります。

私の住んでいる二俣小学区では、30年以上前の話になりますが、児童数が減少したことで、学級数が減り、教員不足になったという事態がありました。学区の小学校から、10数人まとめて学区外の学校に入学すると、学級数や教員数にも影響が出てきますので、その辺りのことも考慮して進めていく必要があると思われま

す。ぜひ皆さんいろいろな部分で、周りの親御さんや児童生徒さんへの悩みの相談の窓口になっていただけるとありがたいです。

それでは以上をもちまして、令和5年度第1回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

事務局の方、よろしく願いいたします。

【城戸課長】

中嶋会長、どうもありがとうございました。

皆様も長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございます。皆様からいただいたご意見につきましては、こちらの方で検討を重ねながら、今後の方針に役立てさせていただきたいと思

いますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

【事務局】

来年度の指定学校変更申請についてですが、今年度も10月の下旬に入学通知書の発送を予定しております。申請の用紙や、ダウンロードや郵送による申請方法等については、昨年度と同様にこれから検討してまいります。

次回、第2回の審議会開催につきましては、10月下旬あたりの開催を考えております。日程の候補が決まりましたら、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上となります。

【城戸課長】

本日はご多用の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

令和5年7月12日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中 嶋 貞 行